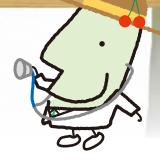
## 山形県

令和5年 4月17日月 6月9日金

令和5年7月 多定

令和5年9月日記





修学資金の 条件を満たせば、 除になります。

期間勤務するなどの 公立病院等に一定の 卒業後、県内の

お問い 合わせ 形県健康福祉部医療政策課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 E-mail

ishikakuho@pref.yamagata.jp

詳しくは 山形県医師修学資金



.023-630-3159 FAX.023-630-2301

## 山形県医師修学資金貸与制度の概要

大学卒業後、県内の医師の確保が必要な地域または診療科に勤務する意思を 有する医学生に対して、大学に在学する期間中、修学資金を貸与する制度です。 卒業後、県内の公立の病院等に一定の期間勤務すれば、修学資金の返還が免 除になります。

|                | 貸与額        | 対 象 者   | 返還免除要件  |
|----------------|------------|---|---|
|                | 貝子似        | <b>刈                                    </b>  | 区 足 兄 床 女 什   |
| 地域医療従事医師確保修学資金 | 200万円 (年額) | 以下の要件を満たす医学生<br>○大学卒業後、山形県内の <b>医師の確保</b>   | 以下の事項をすべて満たすこと  ○医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと  ○臨床研修修了後、引き続き山形県内の公立の  |
|                |            | が必要な地域に勤務する意思を有していること   | 病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、 <b>貸与期間の1.5倍</b> (7年に満たないときは7年)に達すること  |
|                |            |   | ○当該在職期間のうち、4年以上(貸与期間の<br>1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月<br>以上)の期間は、 <b>医師少数区域等の医療機関等</b><br>に在職すること                      |
|                |            | ※出身地は問いません  | ○山形県の定めるキャリア形成プログラム及びキャ<br>リア形成卒前支援プランの適用に同意すること  |
| 特定診療科医師確保修学資金  | 200万円 (年額) |   | 以下の事項をすべて満たすこと  |
|                |            | 以下の要件を満たす医学生  | ○医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病<br>院で臨床研修を行うこと   |
|                |            | ○大学卒業後、山形県内の <b>医師の確保</b><br>が必要な診療科(小児科、産婦人科、<br>放射線科、麻酔科、救急医療)に勤務<br>する意思を有していること | ○臨床研修終了後、引き続き山形県内の公的な<br>医療機関の特定診療科に勤務した場合におい<br>て、臨床研修を含む在職期間が、 <b>貸与期間の1.</b><br><b>5倍</b> (7年に満たないときは7年)に達すること |
|                |            |   | ○当該在職期間のうち、4年以上(貸与期間の<br>1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月<br>以上)の期間は、 <b>医師少数区域等の医療機関の</b><br>特定診療科に在職すること                 |
|                |            | ※出身地は問いません  | ○山形県の定めるキャリア形成プログラム及びキャ<br>リア形成卒前支援プランの適用に同意すること  |

令和5年9月(予定) ※面接等審査あり(令和5年7月予定)

> リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。